

建設水道常任委員会

平成31年2月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○奥村 容子	嶋田 善行
坂口 徹	木澤 正男	
伴 議 長		

2. 欠席委員

中川 靖広

3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	都市建設部長	藤川 岳志
都市建設部次長	谷口 裕司	建設農林課長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	手塚 仁	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	上田 和弘
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	上下水道課長補佐	田口三十士

4. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

定足数、過半数に達しておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、中川議員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、坂口委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、いかるがパークウェイ整備につきましては、現在、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間において、現町道を南側に転換し、順次工事が進捗してきているところでございます。

これまで、3月末には、本線部分が三室交差点に接続される見込みで工事が進められてまいりましたが、現在の工事進捗状況から、2か月程度の遅れが見込まれる状況となっているとでございます。

現在迂回する町道の迂回道路につきましては、十分な幅員が確保され

ており、当初の計画に準じた環境であるということで町としては考えているところでございます。

次に、小吉田モデル区間東端から県道大和高田斑鳩線までの五百井・興留区間につきましては、用地取得が継続的に行われている状況でございます。

続きまして、都市計画道路法隆寺線の整備につきましては、現在、国道25号への接続に向け、工事を行っているところでございます。前述いたしましたとおり、いかるがパークウェイの三室交差点付近の工事スケジュールが、当初の見込みに対して、やや遅れが見込まれる状況となっておりまいりましたが、現在、設けられている迂回道路につきましては、十分な幅員が確保されていること、当初の計画に準じた環境であること、また、スケジュールについても大きな遅れが見込まれる状況ではないこと、このことから、法隆寺線の供用につきましては、当初の予定のとおり、今年度末の供用に向けて鋭意工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な供用の期日につきましては、信号機等の設置、舗装、路面標示等の工事の工程の調整を行いながら、日程の決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 パークウェイ本線の方は遅れているということで、もともと中央公民館の隣の法隆寺線の国道との接続ですね、あそこも三室交差点が、本線がつながるとい、そういう状況じゃないと警察は許可しないと言っていたと思うんです。町としては3月末接続に向けて進めていくということですけども、警察の方はなんと言っているんですか。

都市整備課長 先ほど説明の中でも申しあげておりましたとおり、迂回道路の幅員、それと形状から警察とも協議した結果、当初の計画に準じた形であるという認識のもとで、法隆寺線の供用については容認されるというふうな状況で伺っているところでございます。

木澤委員 私、パークウェイ自体は決して賛成ではございませんけども、中央公民館の法隆寺線ですね、あそこについてはやっぱり今でも中央体育館のところから迂回をする車もあって、非常に地元の自治会からも困るといふ声もあることから、やはり中央公民館のまわりですね、法隆寺線の接続は早期に進めていくべきかなというふうに思ってますんで、それについては鋭意お願いをしたいと思います。

それに伴ってですね、今、信号の設置もされてきてますけども、この委員会でも心配されていた服部道に抜けていく方ですね、安全対策等について警察と協議をしていただいていると思うんですけども、結局今見ているとパークウェイ本線と25号のところには信号が設置されるような見込みですけども、小吉田の交差点ですね、服部道との、あそこは何も特に信号を設置するような動きもないんですけども、町としては以前からあそこにも信号を設置してほしいというふうに言ってきているのと、やっぱり安全対策としては必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そここのところの協議というのは国とはされているんでしょうかね。

都市整備課長 当該交差点の安全対策、法隆寺線と服部道の交差点の安全対策について、国との協議というところには至っているところではございません。ですので、公安、警察ですね、こちらとの交通安全対策の協議、要望と、交通安全施設の要望というところで現在行っているところでございます。

木澤委員 当然設置していくとなると、県の公安委員会、警察の方になりますんで、そちらの方にも要望もしていただいているでしょうし、実際に動い

ていただくのはそこなんですけども、安全対策ということで言うと、バイパスがああいうふうに通るわけですから、なおかつ服部道に抜けていく車もあるということで、国としてもやっぱり安全対策については町と一緒に考えていただくというようなこととか必要かなというふうに思うのと、それについて信号設置のことだけじゃなしに、安全対策として警察と協議をしていただいた中で、その後の状況っていうんですかね、についても聞かせていただきたいなと思うんですけども。

都市整備
課長

服部道自体の安全対策につきまして、警察との協議の中で具体的なプランというのはやはり今のところ見いだせていないところではございますけれども、これまでの委員会でも申し上げてまいりましたとおり、根本的な解決に向けてはいかるがパークウェイの延伸というところを考えているところではございまして、今、具体的なプランという形でお示しできるものはございません。

木澤委員

法隆寺線の北の部分が開通すると、そこから入ってきてたぶん多くは三室の方に抜けていく車が多いのかなというふうに思いますけど、結局また流入することによって、交通の流れがどう変わるのかっていうのは、実際に開いてみないとわからないと思うんです。そんな中で、今でも小吉田の服部道の交差点部分については、交差点部分については非常に事故が多いですね。この委員会からも警察に対して意見書をあげさせていただいて、また一旦停止にさせていただくとか、対策は進めてもらっているんですけども、やっぱり見ているとね、非常に危ないんです。

先日も北側から南に抜ける車がひゅんて行くんですけど、一旦停止になっているのを気づかんとそのまま行こうとして事故になりそうなのと、あそこまあ、パークウェイ本線の方で警察が待ってて、一旦停止無視の人を捕まえたりとかいう対策は、対策というんですかね、ことはされてますけども、あと、やっぱり周知徹底されるまで警察に立っていただくとか、広報の方では周知していただいたりしているんですけども、いきなり捕まえるとかいうんじゃないしにね、周知期間についても警察に

対応していただくなり、いうことが必要かなというふうに思うんですけども、そういう協議はされてないんですか。

建設農林
課長 委員会でも交差点につきましては、一旦停止、以前は服部道から、東から来る車が北へ行くのが優先道路というような表示の仕方をして、非常に危ないというご指摘をいただいた中で、警察と協議をする中で、法隆寺線の方を優先に、直進を優先にという、一般的な方法に変えさせていただきました。その時には警察も立っていただいて、また職員も変更になった時には立って周知を、また看板の設置も努めたところがございます。

また、現在につきましても、まあ、状況を把握して、うちの方も把握して、町の方でも把握していくべき場所というふうに確認しているところでございます。

木澤委員 直後、看板の設置は私見てましたけど、警察が立っていただいていたのは見てなかったんで、一定期間立っていただいたということですね。ただまあ、本来であれば、信号を設置していただくのが一番いいんですけども、なかなかそうならないし、結局安全対策も服部道については具体的なものは出てこなくて、パークウェイを東に推進していくのが一番の安全対策だという状況の中で、とにかくまあ北の方はね、開通するっていうのは必要かと思うんですけども、ただ、服部道の方で具体的な対策がなかなか出てこないという状況のもとで果たして地元が心配している、大丈夫なのかっていう声にね、応えられるのかなっていうのが、そこが非常に心配ですね。

今、具体的なものがないという中で、やっぱり警察の方にも協議していただいて何らかの対策を進めていっていただきたいなというふうに思うんです。だからといって道路広げたりとかはできませんけども。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、言われている服部道なんですけどね、あそこの堀っていうんですかね、水路っていうんですかね、あそこ暗渠にはできないんですか。登記簿上どなたの所有かはちょっとわからないんですけども、暗渠にすればある程度道は拡張できる、旧のいかるが書店の前あたりが混むとなれば目安の道ですね、抜けて、ほんでバイパスへ行かれるような形も、ドライバーによっては取れる可能性もあるんでね、そこらへんどうなんかなと思っているんですけども。どうですやろ。

建設農林課長 今、委員ご指摘の水路でございますけども、私の、個人の水路の所有となっておりますので、あそこを町において暗渠にするという、以前です、あそこの意見もいただきまして、了解を得られる方のみの場所を一時交差するという、待避所的な事業もいたしておりますが、今、暗渠にできてないところについては了解していただけない、もしくは個人の水路であるということで暗渠にはできてない状態でございます。

嶋田委員 あそこ個人の水路なんですか。公簿上、国水やったん違うんかな。それは調べはってあれなんですけどもね、そこはお願いにいつてなるべく水路をつぶすんやなしに、暗渠という形であればね、ある程度理解も得られるのではないかなと思いますんで、そこらへんも検討していただきたいと思います。

都市建設部長 ただ今、嶋田委員からご質問いただきました件でございます。非常にご心配いただいているところは十分に理解をしているところでございます。

先日、いかるがパークウェイ推進協議会が開催されまして、その中でも同様のご意見が出ました。そこには服部の自治会長が出席をさせていただいております、服部の自治会長からも、服部としてもそういうことはしていきたいということを考えたことはあるんですけども、いかんせん、土地が個人のもので、皆さん方に協力していただけないので、でき

ません、ということでの見解をいただいております。という状況でございまして、行政といたしましても、やっぱり嶋田委員おっしゃっていただいているように、何らかの対策をとっていきたいということは考えておりますけれども、また地元としてもそうしたいという思いもございませう中で、どうしても個人のご協力をいただけないというところでございますので、今、現状ではですね、これ以上進めていけないという状況かと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。 坂口委員。

坂口委員 25号の神社前の交差点から南下してパークウェイに出る下の交差点ですね、あそこがパークウェイが開通したとなれば、交通量増えてくると思うんで、農協前の道からパークウェイに出るのが非常に危険ではないかと思うんですけど、以前からそこへ信号の設置ということもお願いしていたとは思いますが、その辺の状況はどうですやろ。

都市整備課長 信号の要望につきましては継続的に現在も行っているところでございますけれども、信号設置の要件として必要性というところに判断が至っていないというところで、伺っているところでございます。

今後、状況を見る中で公安との協議を重ねていくというような状況になってこようかと考えているところでございます。

坂口委員 交通量増えてくると非常に出不にくい交差点になると思うんで、対策進めていただくようお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議長 今、坂口委員おっしゃられたあそこ、私自身も農協から降りてきてよく使わせていただく、特に出るときに、左側の方が非常に視界が悪いとか、車が来ているのが見にくい、こっち側の岩瀬橋の方は良く見え

るんですけど、こっち側の方がちょっと車の動向が見にくい、だからなんかね、木かなんかの障害物かなんかあると思うんですけども、その辺もちょっとまた調査していただいて、できるだけ信号が難しいということであれば、やっぱりその辺、見やすい、やっぱり車がきているのがわかりにくいと、僕自身は感じておりますんで、その辺調査してほしいと思いますんで、よろしくをお願いします。

都市整備課長 おっしゃっていただきます点につきましては、現地、国とも確認をいたしまして、必要な対策を講じていくような申し入れをしてまいりたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
次に、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 ② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましては、これまでからもご報告申し上げてまいりましたが、 J R法隆寺駅周辺整備に関しましては、奈良県との協働によるまちづくり連携協定を活用し、まちづくりの基本構想を定めていくこととしているところでございます。

現在のところ、庁内の担当者会議による事業の抽出を行い、県担当者との情報共有を図りながら、事務的な調整を継続的に行っているところでございます。

なお、基本構想の策定にあたりましては、次年度のできるだけ早い時期に、取りまとめを行ってまいりたいと考えているところでございます。なお、これにかかる経費につきましては、去る平成30年9月議会において予算の補正をさせていただいたところではございますが、その後、できる限り自庁にて作業を進めているところでございます。

今後、次年度にかけまして、資料分析やOA技術の活用等、専門分野

にかかると部分などに限定して業務委託をしてまいりたいと考えており、次年度への予算の繰越明許をこの3月議会においてお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと1回お聞きしたいと思ってたんですけども、北口へのアクセスについて三代川沿いから点滅信号があって、そこから右折して北口の方に向かっていくんですけども、あそこの道路狭くなっているんですけども、あれはその広げようとかいうことは今までに考えたことっていうのはないんですかね。

建設農林課長 点滅の交差点ですね、交差点につきましては、南側の宅地の一部について家を建て替えるときに用地をお分けいただいて広げた経緯がございます。また、そういった立て替え等について情報が入りましたら、町の方としても相手方に交渉はしていきたいというふうに考えております。

木澤委員 これからまたマスタープランを新しくしていくにあたって、駅へのアクセスについても充実をされていくのかなというふうに思うんですけども、あそこの道ですね、いつも旗降ってはる方いてますけども、非常にやっぱり危険なんで、広げていただく方向でね、所有者の方との関係もありますんで、すぐいくかどうかわからないんですけども、位置づけを持っていただきたいなと思いますんで、申し上げておきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) ブロック塀等撤去に係る支援制度について、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

各課報告事項(1) ブロック塀等撤去に係る支援制度について、報告をさせていただきます。

平成31年度からの新規事業といたしまして、地震による住宅等のブロック塀等の倒壊被害から町民の命を守るため、また、避難路を確保するため、所有者が実施するブロック塀等の撤去工事について、その経費の一部を助成してまいりたいと考えておるところでございます。

制度の概要につきまして、資料1をご覧いただきたいと思います。

これまでから既存木造住宅の耐震改修工事に対する支援事業を実施しておりますが、平成30年6月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により大阪府高槻市でブロック塀の倒壊が発生し、基準を満たさないブロック塀等の危険性が認識されたところでございます。

こうしたなかで、当町に設置されているブロック塀の撤去について、補助制度を創設しようとするものでございます。

その概要でございますけれども、補助の対象となるブロック塀といたしましては、道路に面するブロック塀であって、ブロック塀と道路の接地面から頂部までの高さが60センチメートルを超えるもので、かつそのブロック塀の高さが道路の境界までの水平距離以上の高さのものとする事としております。

次に、補助対象となる工事といたしましては、ブロック塀を全て撤去する工事とさせていただきます。

次に、補助対象となる経費につきましては、撤去費、廃棄物運搬費、

処分費、仮設費及び諸経費とさせていただきます。

次に、補助金の金額でございますけれども、ブロック塀等の撤去に係る工事費の2分の1以内の額とし、10万円を限度額とさせていただきますと思います。なお、財源といたしましては、町補助金の2分の1に国庫補助金を充てることとしているところでございます。

次に、補助の期間でございますけれども、平成31年度から2年間の時限措置とすることで、できる限り早期に実施していただくように促してまいりたいと考えているところでございます。

以上、各課報告事項(1)ブロック塀等撤去に係る支援制度についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 このブロック塀につきましては、以前に質問もさせていただいて、こういうふうに予算化していただいて撤去することに補助をするというのは悪いことじゃないので別に反対とかしませんけど、よそで言いますと補修とかにも予算を補助しているという自治体もあると思うんですけど、この制度をつくるにあたって、撤去するだけでどんだけの人が使ってくれるのかなという、ちょっとやっぱり心配があるんですけど、よその自治体のことですので、調べて分かっていたら教えてほしいんですけど、補修とか改善とか、まあ新設まで補助しているのかどうか分かりませんが、というのと撤去だけに補助しているのとで実績っていうの、どれぐらいの違いがあるのかなと思うんですけど。

都市整備課長 今、撤去だけを補助対象として実施されている先進事例、県内で調査をいたしました結果、一般的に金額、補助金の金額は10万円でかわりはございませんので、だいたい数件程度、5件程度というところがほとんどでございました。ひとつだけ新設も併せてというところも一団体ございまして、そちらについては若干多い数字が出ていたというふうな形

で、ちょっと今、手元に資料を持ち合わせていないところではございますけれども、数はやや多かったというような状況でございます。

木澤委員　このブロック塀、危険なブロック塀の調査なんかは教育委員会とも連携して進めていただいていると思いますし、そういう対象のご家庭に対してはチラシを配布して啓発はしていただいているというふうに思うんですけども、そういう方がそれを見て自発的にしていただくということになるかと思うんですけども、これは教育委員会のほうで、総務委員会のほうで言わせていただきましたけど、待ってるだけで対策が進むのかなという心配があったんですけども、それは働きかけとか対策自体は教育委員会のほうになるのかちょっとわからないですけども、町として積極的に、やっぱり危険ですよっていう周知とともに対策してくださいねっていうお願いをしていく必要があるのかなと思いますけど、町としてはその辺はどういうふうに考えてはるんでしょうか。

都市整備課長　告知につきましては、4月からの施行でございますので、予算が成立し次第ですね、できるだけ早期にさせていただくということと、あと告知の方法につきましてはホームページを活用しながらできるだけ周知という形はできるだけ広い形でさせていただきたいというふうに思います。

木澤委員　その辺の具体的な話はまた総務委員会のほうでさせていただこうと思います。あと、一昨日、予算の説明していただく中で、ブロック塀撤去の予算100万円計上されていたと思うんですけど、申請については、だから10件程度見込んでおられるということですかね、対象はもっと多かったと思うんですけど。

都市整備課長　先ほど申しあげておりましたように、既に先進の事例から件数も勘案したところで一旦10件という形で設定させていただくところでございます。

委員長 ちよつとすみません。
いま、先ほどですね、木澤委員がおっしゃったみたいに撤去、新設に対して撤去と処分費っていう話を、みるっていう話だったんですけども、先ほど、補修、補強という話には全く対応しないということですか。

都市整備
課長 今のところ想定してございません。

委員長 他によろしいでしょうか。 伴議長。

議 長 ちよつと今話を聞いてまして、私、近隣で気になってるのは空き家なんです。だからなんぼ広報していただいても、まあ言えば所有者には伝わらないと。極めてちよつと私が見ても危ないなど、たぶん知っておられるとこですわ。その場合、たぶん言うても来られない、非常にまあ言えば、その、危険な状態のままなっていると。こういうケースの場合、どう。そしてなおかつ、人の、書いてあるように町民の命にかかわってくる、特に高齢者、子どもにからんでくる、非常に心配してる状況のところがあると、これに関してどういうように考えられるかちよつと教えてもらえますやろか。

都市整備
課長 空き家の情報としてご意見を賜ったところにつきましては所有者を調査いたしまして所有者に対しての管理のご依頼を申しあげているところでございますので、そうしたところにもこういった支援制度の創設についての情報というのは提供させていただいて、活用いただけるものについては活用いただくというような形で考えていっているというふうに考えております。

議 長 そうですな、そういう形で所有者、ちよつとややこしくなってますけど、その辺り言っていただいて、こういう制度できた。そやけど、そ

れでも動かせないという時、このままほっといてええかと言うたらこれは難しいとこでんな。また色々考えていただければなど。正直言うて命がかかわってきて、明らかに危ないというケースです。ほんまにレアと言いますかちょっと特殊事例にはなると思いますねけど、その辺りちょっとまた考えていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項について終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 いつもパークウェイの所を掃除してくれてはる団体さんいてるんですけども、だいたい2週間に1回ぐらいですかね、掃除してくれてはって。いつもタバコの吸殻が300本ぐらいあるとか、よく、便が袋に入れて投棄されているということがあって、パークウェイを管理してる国に対してポイ捨てするなとかいう啓発の看板をつけてほしいという要望をされているみたいですけども、国のほうからですね、景観の関係か、なかなかつけてくれないということがありまして、町のほうからも看板設置について要望していただきたいなと思うんですけども、どうなんでしょうね。

都市整備課長 当該ご意見につきましては、町のほうでもお伺いしているところでございますので、国のほうには申入れはさせていただいているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前9時32分 閉会)